

# 閣議等の議事録の作成及び公表について

## 趣旨

- 公文書管理法第4条の趣旨に基づき、閣議及び閣僚懇談会の議事の記録を作成・公表。
- 内閣の最高の意思決定の場である閣議の透明性の向上
- 公正で民主的な行政を推進するための情報公開
- 内閣の意思決定過程の国民への説明責任

閣議風景(官邸) ▶



## 概要

- 記録は、内閣官房長官の指示の下、内閣官房において作成し、概ね3週間後に、首相官邸HPに掲載。  
〔開催日時・場所、出席者、議事結果、発言者名、発言内容を記載。〕
- 記録の公表・保存等については、行政機関情報公開法及び公文書管理法等に則し、適切に対応。
  - 記録は、所定の保存期間経過後(30年後を想定)、国立公文書館に移管。
  - 情報公開法の不開示事由該当事項(国の安全等に関する情報など)以外は、すべて公開。
- 明治の内閣制度発足以来、議事録は作成されてこなかったが、憲政史上初めての取組となる。

## 現況

平成26年3月28日(金) 閣議決定

平成26年4月1日(火)の閣議・閣僚懇談会から記録を作成・公表(現時点で4月25日分まで公表済)。

## 閣議等の議事の記録の作成及び公表について

〔平成26年3月28日  
閣議決定〕

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条の趣旨に基づき、閣議及び閣議後の閣僚懇談会（以下「閣議等」という。）の議事の記録（以下単に「記録」という。）の作成及び公表について、次のとおり措置するものとする。

1. 閣議等の記録は、内閣官房長官の指示の下、内閣官房において作成し、閣議等から概ね3週間後に首相官邸ホームページに掲載することにより、公表する。
2. 作成した閣議等の記録の公表、保存等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び公文書等の管理に関する法律等の関係法令に則し、適切に対応するものとする。
3. この決定に基づく閣議等の記録の作成及び公表は、平成26年4月1日以降に開催する最初の閣議等から行うこととする。
4. 閣議等の記録の作成及び公表の方法に関する事項その他必要な事項は、内閣総理大臣の了解を得て、内閣官房長官が定める。

## 閣議等の記録の作成及び公表要領

平成26年3月28日  
内閣官房長官決定

閣議等の議事の記録の作成及び公表について（平成26年3月28日閣議決定）に基づき、閣議及び閣議後の閣僚懇談会の議事の記録（以下単に「記録」という。）の作成及び公表は、下記要領により行う。

（記録対象）

- 1 記録対象は、定例閣議及び臨時閣議並びに閣議後の閣僚懇談会の議事とする。

（記録の記載事項）

- 2 記録の記載事項は、開催日時、開催場所、出席者、議事結果、発言者名及び発言内容とする。

（作成者）

- 3 記録の作成は、次の者により行うこととする。

作成責任者：内閣官房長官

作成者：内閣官房副長官（事務）

作成補助者：内閣総務官

（記録の作成）

- 4 記録は、内閣官房副長官（事務）の指示を受けて、内閣総務官が原案を作成し、内閣官房長官による必要な確認を経て、確定することとする。

（公表）

- 5 記録は、内閣総務官が首相官邸ホームページに掲載する。

（その他）

- 6 本要領に定めるもののほか、記録の作成及び公表に関し必要な細目は、内閣官房副長官（事務）が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。